

住民監査請求の受理について

平成21年2月25日に提出のあった「滋賀県職員措置請求書」については、要件審査の結果、形式的要件を具備しているものと認め、3月11日に受理することに決定しましたので、お知らせします。

記

- 1 受理決定年月日 平成21年3月11日
- 2 監査期限 平成21年4月30日
- 3 請求の内容
(1) 請求人の住所、氏名
大津市 田中敏雄

- (2) 請求の要旨（請求文）（要約）

平成20年9月の滋賀県議会で、知事提出の二つの造林公社の農林漁業金融公庫への債務処理に関する補正予算が可決された。二つの造林公社の農林漁業金融公庫からの借入金420億円と利息270億円、合計690億円を、免責的債務引受により、今後42年間にわたって滋賀県が分割して支払うというものである。

しかし、二つの造林公社の債務はこれだけに留まらない。県からの借り入れ、下流社員からの借り入れ、利息、これからの造林公社の日常管理費などをあわせれば1,500億円とも1,600億円とも計算される県民の負担である。

しかも造林公社の有する「分収造林」が立派に成長して、木材として製品化され、販売されて収益として返ってくるまでには、植林後40年、50年かかる。悪いことには、木材の価格がどのように変化するのか予測のつかないことである。一般には木材価格が高騰するよりは、安くなると予測される場合の方が多い。

琵琶湖を持つ滋賀県は、水源の涵養として森林の重要性が指摘される。しかし、見通しの暗い森林行政にこれだけ巨額の県民負担を安易に見過ごしていいものだろうか。

「最小の経費で最大の効果」を期待するという地方自治の原則を尊重して、この二つの造林公社のあり方をど真剣に検討しなければならない。

そのような危機感にたち、以下の造林公社の問題を提起するものです。

両造林公社の借入金のうち、農林漁業金融公庫への償還については、平成19年4月より、延滞状態にはいった。

先に国松知事の時代に農林漁業金融公庫にだされた「償還猶予のお願い」により、平成17年、18年の償還については「猶予の通知」が届いていたが、それ以降は猶予の扱いはなく、延滞になった。

なぜ、19年度についても引き続き「償還猶予のお願い」を出さなかったのか、また、多額の遅延損害金の発生を防ぐための処置がとられなかったのか、それは滋賀県と公社の県民の利益をないがしろにした怠慢である。

平成20年9月、農林漁業金融公庫との間で「免責的債務引受契約」により、平成20年9月5日に19億43百万円を支払ったが、この中には、平成19年4月より延滞状態にはいった分の平成20年9月までの遅延損害金、滋賀県造林公社とびわ湖造林公社、合計1,114,836,598円も含まれている。

この遅延損害金は、嘉田知事（滋賀県造林公社の理事長）、びわ湖造林公社（理事長、西堀末治）が当然、遅延損害金の発生することを知りながら、平成19年4月から平成20年9月まで、償還を見送り、しかも、もたもたして、すばやい対応をしなかったが為に、農林漁業金融公庫から請求を受け、支払ったもので、その事によって滋賀県民に余分の損害を与えた。その責任は、両造林公社を管理監督する立場にあった滋賀県知事の責任に帰すものである。

「免責的債務引受契約」で滋賀県が今後42年間で690億円の返済を了承。

平成20年8月25日、滋賀県は総額1,000億円を超える2公社の累積債務のうち最大の農林漁業金融公庫への返済方法をめぐり、2公社の債務を県が全額肩代わりして公庫に長期分割返済する「免責的債務引き受け」で合意した。関連議案は9月1日開会の臨時議会で提案された。

県は公社との間で、公社の財産である伐採収入の一部を返済の財源に充てる新たな契約「弁済合意書」を結ぶことになる。

上記のように、滋賀県は滋賀県造林公社ならびにびわ湖造林公社の農林漁業金融公庫（現、日本政策金融公庫）からの借入金420億円、利息270億円、元利合計690億円を「免

責的債務引受契約」によって農林漁業金融公庫に42年間の分割で支払い、損失を補償することを契約した。同様の「損失補償」について、平成18年11月15日の横浜地裁判決は「地方公共団体が、第三セクターの借り入れ債務について金融機関との間で締結した損失補償契約が、『法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条に違反する』との判断を下しており、「免責的債務引受契約」による「損失補償契約」が必ずしも、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条に抵触しない」とは言い切れない」との判決を出した。

この判決のように、滋賀県の農林漁業金融公庫に対する損失補償の実行が、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条に違反する」可能性がある。

滋賀県は農林漁業金融公庫に対する「損失補償契約」により「免責的債務引受契約」を取り交わして、両造林公社の債務を弁済したが、これは「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」に抵触して違法である。まず、その第3条は「地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない」と定めている。

滋賀県においても、嘉田滋賀県知事は、県議会での森議員の「造林公社設立当時、県は担当大臣に造林公社を保証契約する対象として、指定を求める申請をしたのか」との質問に対して、「(知事)県は、申請をしていませんし、その必要も有りません」と回答している。

それは、この法律の文言に反している。

平成18年7月には「(造林公社問題について)各債権者(農林漁業金融公庫、大阪府など)への債権放棄の要請を強力に求め、負債を500億円に圧縮する」とのマニフェストを掲げた嘉田知事が県民の大きな期待を背負って誕生した。新しい知事の誕生は、永年の悪い慣習に浸され、両公社の危機的状態を黙認してきた滋賀県の体質を改め、「造林公社問題」を解決する絶好の機会であったが、新任の嘉田知事も栗東新幹線中止問題やダム問題の対応に追われ、18年、19年と造林公社の問題を放置し、両造林公社の420億円にのぼる農林漁業金融公庫への償還遅延を許し、「特定調定による債務の圧縮も実現せず」全額一括返済を求められる状況となってしまった。この事態に対して嘉田知事は、選挙で公約した「マニフェストの実現に絶好の機会であった」にも係らず、金融公庫への「損失補償契約」による「免責的債務引受契約」という安易な方法で解決する道を選択した。その結果、前任者以来の長年の「滋賀県の財政改革の努力」を水の泡に流すような、690億円という、さらに大きな財政負担を背負い、42年間にわたって県民に多大の税負担を課す結果となった。

「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」は正にこのような財政負担を回避しようとしたものであり、この経緯に照らしても造林公社の多大な債務を「第3セクターに対する補償契約」で解決することは「財政援助法の制限に関する法律」に抵触する違法、不当なものである。

上記により、私は地方自治法第242条第1項により、滋賀県監査委員に対して二つの造林公社の経理を精査し、その構成員でもあり、管理監督の立場にある現滋賀県知事、歴代滋賀県知事に対して

- ・ 滋賀県(乙)が農林漁業金融公庫(甲)との間に取り交わした滋賀県造林公社ならびにびわ湖造林公社(丙)の借入金について、「甲が損失を受けたときは、乙においてこれを補償する」との損失補償契約は無効である。
- ・ 従って「免責的債務引受」にしる「重疊的債務引受」にしる、第三セクターの債務に対する滋賀県の損失補償は違法であるので、先に締結された農林漁業金融公庫(現、日本政策金融公庫)との「免責的債務引受契約」も無効である。
- ・ 農林漁業金融公庫(現、政策金融公庫)に対する対応を誤り、遅らせ、1,114,836,598円もの遅延損害金の支払いで、県民に巨額の損失を与えた現知事に上記損害額の損害賠償を求める。
などの必要な措置を取られるよう請求します。

4 請求人陳述聴取の日時、場所

日 時：平成21年3月18日(水)午後4時から

場 所：大津市松本一丁目2番1号

滋賀県大津合同庁舎 7 - C 会議室(7階)

5 その他

2月25日に提出された住民監査請求には要件不備(事実を証する書面が添付されていない等)があり、3月5日に補正を命じたところ補正後の請求書が3月9日に提出された。

補正命令書受領後、3日間は補正に要した期間と認められるので、監査期限が4月30日となった。